

平成26年度第8回原町区地域協議会

会議録

<地域協議会の日時・場所>

- | | | |
|---|----|---------------|
| 1 | 日時 | 平成27年1月19日(月) |
| | 開始 | 13時30分 |
| | 終了 | 17時00分 |
| 2 | 場所 | 市役所東庁舎2階第1会議室 |

【 会 議 録 】

1 開会

■総務課長

ただいまより平成26年度第8回原町区地域協議会を開会いたします。委員15名のうち、現在、出席委員12名であり、半数を越えていることから、本会議は成立していることをご報告いたします。

【出席委員名】 12名

鈴木 進一、佐藤 吉子、早川 浩、高田 光吉、松永 雄一、
濱須 弘伸、山田 好伸、木幡 泉、佐藤 基行、宇野 正敏、
山城 雅昭、島村 哲哉

【欠席委員名】 3名

小野 洋子、今野 和秀、廣瀬 要人

2 会長あいさつ

■総務課長

続きまして、鈴木会長よりごあいさつを頂戴致します。

■会長

本年もよい年になりますようにお祈り申し上げます。案件が多く、中座を予定されている方もおられます。今日の会議をスムーズに進めたいと思います。

3 議事

(1) 会議録署名人の指名

■総務課長

これ以降会長に進行をお願いいたします。

■会長

署名委員の指名ですが、名簿順により山田委員、木幡委員にお願いします。

(2) 書記の指名

■会長

続いて書記の指名ですが、中林主事にお願いします。

(3) 報告事項

■会長

今日は案件が多いことから、一つの案件について30分を目安に進め、その中で意見を十分に提出できない方は個人的にパブリックコメントに意見を出していただくようお願いいたします。

■早川委員

結果として4時に終わるのは結構ですが、基本計画等の重要な案件について、時間を区切り、論議を尽くさないことを前提とした進行には反対です。

■山城委員

早川委員のご意見はもともとですが、パブリックコメントの案件ですので、会長が言うように、パブリックコメントを利用して5時ぐらいまで終わるのがよいと思います。

■早川委員

時間が許す限り議論すべきであり、どうしても長時間に亘る場合には、先ほどの会長の提案のように途中で打ち切ることとし、許す限り時間をかけることとしてはどうでしょうか。

■会長

今日は多くの案件があり、全く触れずに終わることはできないので、全ての案件について意見を聞くために時間配分は必要です。4時半ごろと考えていますが、必ずしも30分とはせず、若干伸びることもありえますが、不足についてはパブリックコメントなどの利用をお願いします。

■早川委員

前回の12月1日に行われました地域協議会の中で何点かの課題事項、検討事項がありましたが、その後の報告がありません。前回の反省がないと聞き放しに終わってしまいます。事務局の見解はどうでしょうか。

■事務局

今回は非常に課題があり、①資料の配布の遅かったこと、②案件に関する他の課も同席していなかったこと、などがあり、質問に対し回答できない項目がありましたので、今回は資料配布を早め、案件となっているスポーツ、福祉関係の関係課は全て出席する予定となっています。

■早川委員

担当課長が、「持ち帰り担当課と協議」、「事業内容を見直していきたい」と答弁したことについて、報告がありません。

全てについて言いつばなし、聞きつばなしでは協議会の意味がなく、質問については、後日でも対応をお願いします。

■会長

確かに、前回持ち帰って後で回答するという答弁について、まだ回答がなく、このようなことは今後も起こりえます。

ホームページでのパブリックコメントでも、まだ集計中ということであり、これから出てくるのではないかなと思います。

事務局を通してそれぞれの課に伝達の上、回答の依頼等をお願いします。

■事務局

見直しにつきましては、パブリックコメント等を踏まえ、庁内の手続を含め見直しを行うことから、まだお答えできる状況にはないと思いますが、答弁をした以上は責任を持った対応をしていただくよう、事務局としても進めていきたいと考えており、担当課に要請し、近いうちに必ず報告させていただきたいと思います。

■高田委員

今回の案件は既にパブリックコメントに付されています。案件名が「パブリックコメントに付すことについて」となっており、委員の意見や修正を踏まえて、これからパブリックコメントに付すと解釈できます。

概要で1月9日から公開されていますので、案件名は修正をして報告をお願いします。

また、「南相馬市第四期障がい者計画・障がい福祉計画（素案）」の資料が遅れて届きましたが、パブリックコメントには既に開始されており、周知や意見を求める期間というのはどのように整理されたのでしょうか。

また、同計画は「南相馬市第四期障がい者計画・障がい福祉計画」のほずですが、場所によっては、名称が「第四期障害者・障がい福祉計画」と不統一ですので、整理をした上で報告をお願いします。

■事務局

パブリックコメントに付す案件については、パブリックコメントに付す前

か最中に報告することを市の方針としています。パブリックコメントに付す前に報告するのが最も望ましいところですが、タイミングの問題もあり今回のようにパブリックコメントの最中に報告するケースもありますが、今後も可能な限りパブリックコメント前に報告できるように努めてまいります。

なお、この案件名は高田委員のご指摘のとおりパブリックコメント概要ということで、報告させて頂ければと思います。

また、「南相馬市第四期障がい者計画・障がい福祉計画」のパブリックコメントについては、概要をもって意見を伺っておりますので、この素案自体は出ていない状況であり、パブリックコメントは他の計画と全く同一の扱いとなっております。

また「南相馬市第四期障がい者計画・障がい福祉計画」の文言の統一性については、担当課報告の際に整理しながら報告したいと思います。

■早川委員

素晴らしい計画が作成されても事業の評価が重要です。前回の会議で年度別の達成率を含むPDCAや、計画の評価について意見あったところですが、事務局及び担当課ではどのように考えたのでしょうか。

■事務局

前回の答弁にもありましたとおり、市としては必ずPDCAサイクルを実施しており、これまでと同様にPDCAサイクルを実施しながら、検証をしています。地域協議会の意見の中で強い意見もありましたので、さらに厳密に実施していくということで、担当課はとらえているものと考えております。

■早川委員

評価について地域協議会はどのような関係にあるのでしょうか。

■事務局

地域協議会の役割に事業評価はありません。

しかし、地域協議会は、地域としての意見をいただく機関ですので、PDCAサイクル検証結果にとどまらず、その他のものが意見を出すうえで必要だということであれば、事務局で必要なものを手配して情報提供し、より充実した意見をいただくようにしていきたいと考えます。

■早川委員

評価とこの地域協議会と関連して、責任感・使命感ということからこの地域協議会は、ただ意見をいうだけでいいのか疑問です。評価できないということは、いかがなものでしょうか。皆さんのご意見を伺いたいと思います。

■濱須委員

ただいま早川委員、高田委員からご意見が出ていますが、会議の入り口論で話していると時間がいくらあっても足りません。

今後会議を持つに当たって、会長はじめ事務局とその持ち方等々も話を
して頂いて、今日は会長に進行を一任して、この会議に臨んでいますので、議
事に沿った中で、進行していくべきです。

今日の議案が先ほど言ったように盛りだくさんで時間がいくらあっても
足りないという話がありましたけども、会議の手順に沿って進めてはいかが
でしょうか。

■会長

会議の進め方についていろいろと意見があるかと思いますが、我々は意見
を言うだけなのか、評価等までかかわっていくべきなのかなど、会議の進め
方等については事務局と再度検討して、よりよい進め方にしていきたいと考
えます。

取りあえず、今日は報告事項について、早速入らせていただきます。

①南相馬市スポーツ推進計画（素案）をパブリックコメントに付すことにつ
いて

■会長

まず最初に、南相馬市スポーツ推進計画（素案）をパブリックコメントに
付すことについてお願いします。

■文化スポーツ課スポーツ推進係長

（資料により説明）

■早川委員

この中に、生涯という言葉が何度か出てきます。皆さんがお考えの生涯と
いうのは、何歳から何歳位まででしょうか。

■スポーツ推進係長

概要版のサブタイトルで「だれもが」とあります通り、当然子供から高齢
者まで全ての市民を対象としているものです。

なお本計画はスポーツ推進計画ですが、スポーツといいましても担当課だ
けでは当然できませんので、小中学校であれば学校教育課、健康関係では健
康づくり課の事業もあり、あらゆるものをこの計画で勘案しております。

■早川委員

この中には、学校、幼稚園の対応が記載されておられません。それは対象に
なるのでしょうか。

■スポーツ推進係長

本計画の中で具体的に、幼稚園の子供に対す施策等には触れておりませ
んが、スポーツというものは幅広いものです。小中学校で運動する子供が大変
減っていますが、1番効果的なのは、親が率先して運動していくことと言わ

れています。

例えば野球協会やサッカー協会等の28団体から成る体育協会、パークゴルフやグランドゴルフ等のニュースポーツを普及していくレクリエーション協会、スポーツ少年団と指導者を活用して、南相馬市の幼稚園、小中学生の運動機会を増やせるか調整をしているところです。

■高田委員

素案の1ページですが、この東日本大震災及び原子力災害について統一的な文言にすべきだと何回も言っていますが、今回も誤りがあります。

例えば、この1ページの中の真ん中より少し下に、「しかしながら東日本大震災及び原子力災害」とあります。東日本大震災はわかりますが、原子力災害というと間口が広くて、焦点がぼけます。

その後に「原子力災害からの復興」とあります。これも原子力災害ではなく、明確にしないと正確さを欠きます。

20ページではきちんと「東日本大震災による被災及び福島第一原子力発電所事故」と記載されています。このように書かないと素案の21ページ以降に、震災前、震災後とか、震災前後とか随所出てきますので、何を指しているのか分からず焦点が非常にぼけてしまいます。

あいまいな表現についてはこれまでも直すよう言っていますので、整理をしていただきたいと思います。

また、素案41ページのスポーツ施設整備方針の中で、(1)①②③、廃止と継続と大規模改修について具体的な内容を教えていただきたいと思います。

次の42ページの中で、最後の、③施設の役割に対応した整備の中の最後の方に災害時の避難所になりうる防災拠点施設については安全性を確保できるよう、重点的に整備を行うとなっています。

災害震災以降の防災拠点については、備蓄倉庫の建設や一時避難所の問題が検討されてきて、要望を出して危機管理課と整理をされてきています。

橋等が崩落し、交通が途絶えることを想定して、最悪の事態でも分散して対応できるような備蓄倉庫などをつくるべきだという提案をしています。

本計画でいう災害時の避難所となりうる防災拠点施設は、危機管理課の方針等と整合が取れているのか確認します。

また、南相馬市のテニスコートの新設計画ですが、現在の桜井のテニスコートは大きな大会をやる場合についてはコートの数に問題があります。

これを増設した場合に、入口も違うというような話も聞きますので、現在のコートとリンクするのかどうか、車で行かなくとも、徒歩での移動も可能なのか、計画としてあれば教えてください。

■スポーツ推進係長

東日本大震災、原子力災害の文言の整理については、健康福祉部の計画及びこれまでの計画を見ながら、ご意見のとおり整理させていただきます。

施設整備の具体的な内容についてですが、資料の45ページ以降に小高区、鹿島区、原町区とそれぞれ既存施設の基本方針を掲げてそれぞれ計画期間内に記載の修繕などを行っていくことにしており、例えば小高区の屋内施設体育センターについては修繕しながら既存施設を利用していき、計画としては28年度に屋上防水改修工事を行っていくというような表記になっています。

一方で鹿島区にあった津波流出した鹿島B&G海洋センターは、現在何もなく災害危険区域とされたことから、28年度において廃止していく考えで47ページに記載しました。

防災拠点施設における危機管理課との調整ですが、スポーツ施設等として整合を図っており、原町区ではスポーツセンター、小高区では体育センター、鹿島区では間もなく発注する鹿島体育館を重点的に整備し、災害があった時に施設が利用されるような形に整備していく予定です。

また、テニスコート増設事業については、資料の49ページに記載されていますが、南相馬市テニスコートについて、既存と新設両方が記されていますが、既存のものについては6号線の東側のテニスコートを修繕しながら今後も利用していきます。

新設については、震災の影響で休止していたテニスコート8面の増設事業であり、市の既存テニスコートの北側に用地を確保し、実施設計まで終わっています。これについて、29年度から増設工事を進めていきたいという計画です。

この計画については、実施設計段階から南相馬市のテニス協会、ソフトテニス協会に協議に入ってもらい、両協会の意向に沿った計画としており、さらには地元行政区の地権者等に説明し、了解を得てきたものです。

■宇野委員

34ページの第3章スポーツ推進の基本方針の中の2. 競技力の向上の中の、(3) 指導者の育成というところがありますが、指導者はどのくらいの人数がいるのでしょうか。

■スポーツ推進係長

資料の10ページ(3)に市のスポーツ少年団を統括する団体、いわゆるスポーツ少年団本部という団体があります。この子供たちの指導者数として各区の団体が掲載しており、13ページに記載のとおり平成26年度現在の指導者数として、有資格者・無資格者含めて208名います。ただし、震災の影響でこの指導者は減っています。

資料の8ページになりますが、南相馬市の競技力に最も寄与している団体である体育協会加盟団体は28団体あります。加盟団体にもそれぞれ指導者がいますが、人数については把握しておりません。

レクリエーション協会加盟団体は17団体あり、それぞれ指導者がいます。また、文化スポーツ課所管のスポーツ推進員があり、こういった指導者の確保、育成などのために、これまで同様、あらゆる研修会に派遣していくという考えで考えております。

■宇野委員

指導者の育成について特別な教育などはしているのでしょうか。

■スポーツ振興係長

今の委員からお話いただいた意見につきまして私どもの諮問機関でありますスポーツ推進審議会等でも同じような意見が付されました。

現在考えているのは、これまでは、指導者の育成確保については、形式派遣していくことぐらいしか行ってきてなかったのですが、震災の影響で指導者も少なくなっているという相談が多いことから、例えば東京都杉並区で実施しているように、スポーツの指導ができる教職員退職者の一覧表を作成し、指導者が不足している団体に紹介をしながら、何とか確保していきたいという案を持っております。

■宇野委員

ゆめアスリート事業とは何か、具体的に伺います。

■スポーツ振興係長

東京オリンピック、パラリンピックに関連する福島県の事業です。これは福島県の公募選手に希望があれば、アスリートとふれあいができる体験教室、やワークショップを活用できるということであり、本市においても、活用に向けて27年度以降進めていきたいと考えております。

■濱須委員

選手の育成には高度の指導者が必要だと思いますが、指導力の向上、選手の育成のために、外部の専門家の招聘案はありますか。

■スポーツ推進係長

競技力向上対策事業というものを予算上持っていますが、これは体育協会加盟団体に実施していただいている事業であり、各主催団体のほうで、そのような講師、例えば福島県出身でこれまでオリンピック出場した経験のある方、あるいは今から候補になる方を講師に招いて事業を行っていきます。

さらにはマラソン大会にあわせて子供たちを対象とした未来子供交流事業があり、本市の子供たちの陸上競技の競技力を高め、さらには、杉並区など関係自治体との交流を深めたいという目標で行っております。

駅伝の今井正人選手やトライアスロンオリンピック代表だった西内洋行選手、また今現在大学生で活躍している本市出身の大学生等を指導者として招いて競技力向上を図っており、27年度以降も引き続き実施していく計画になっています。

■宇野委員

意見になりますが、南相馬市のスポーツが衰退している中で、市出身のアスリートを職員として雇用し、体育協会などで指導にあたってもらえませんか。

■スポーツ推進係長

宇野委員からお話いただきましたご提案は人事担当に伝えます。

■早川委員

40ページ冒頭に(3)競技者の大会出場への支援が挙げられていますが、現在、原町第三中学校の部活メンバーが市の助成がなく道具も買えない状況にあります。遠征費も無いということで、区長会で第三中部活支援の会として140万円を寄付し、これでミット、ヘルメットという道具やバス賃借料などを支払いました。

本来スポーツ競技というものは学校教育の中で支援すべきものです。市の奨励で早稲田大学の野球部が指導に来て下さり、県大会で優勝しました。スポーツ振興においては、特に幼稚園、小・中学校など学校への支援をお願いしたいと思います。

■スポーツ推進係長

競技者の大会出場への支援につきましては、スポーツ大会等激励金交付要綱を定めており、この内容で激励金の交付しております。

早川委員の方からお話しがあった支援ですが、学校教育、中学校の部活や小学校の活動もの、それ以外の該当できないものについて支援を行っていますので、継続して行っています。

早川委員からお話あった件につきましては、そういったことが求められているということですので、教育委員会の学校教育課とすり合わせを行うとともに、具体的にお名前もいただきましたので、協議会にお伝えしたいと思います。

また、激励金ですが、諮問機関のスポーツ推進審議会でもお話が出ました。もう少し幅を広めたらいいのではないかとされていますし、スポーツ団体からも要望もありますので、県内の南相馬市以外の12市の支援状況を踏まえながら、27年度に検討していきたいと考えております。

■早川委員

是非力を入れてください。お願いします。

■会長

以上でスポーツ推進計画の協議は終わります。続きまして南相馬市地域福祉計画についてお願いします。

②南相馬市地域福祉計画（素案）をパブリックコメントに付すことについて

■社会福祉課長

（資料により説明）

■早川委員

小川町の老人福祉センターに行ったことがありますか。

■社会福祉課長

老人福祉センターの所管は長寿福祉課で、社会福祉課ではありませんが、行ったことはあります。

■早川委員

8 ページでは地域の支えあいとありますが、老人福祉センターを見るとそうとは思えません。建築後33年間も改築がなく、風呂は水垢だらけであり、フローリングはガムテープで補修され、屋根も修理が必要な状態です。計画は立派なものなのですが、現実を鑑みるとセンターがこのような状況では老人にやさしいとは思えません。

■社会福祉課長

地域の福祉活動をする上で、施設というものは基本になるところかと思えます。そんな中で私のほうでもそういった施設について、目を落としていたところありますが、今の老人福祉センターについては、屋根は今年度改修予定です。中の設備関係については、長寿福祉課において改修に向け検討しておりますので、もう少し時間いただければと思います。

■早川委員

改修はこちらで提案したのです。足元をちゃんと見るべきではないでしょうか。

■会長

社会福祉課長に十分に理解していただいて、予算の伴うため難しいところもあると思いますが、十分に今の委員の意見を踏まえて対応していただければと思います。

■社会福祉課長

福祉施設について、社会福祉課も横の連携をしながら、対応してくださいという意見でしたので、それを頭に入れながら、事務を進めていきたいと思っています。

再度であります、老人福祉センターの屋根については、平成26年度改

修致します。中の修理については、今、図面を検討していますので、近いうちに着手できるかと思えます。もう少し時間をいただければと思えます。

■高田委員

9ページの最後の市の役割（公助）の中で、地域住民が気軽に云々と、こういう形で支援するとあります。所管は違うと思えますが、私のところは村部なので地域のコミュニティセンターを持っています。これも、県から400万円、市から200万円、部落から400万円、合計1,000万円で建設したものです。部落の400万円とは60戸なのでこれを数年間で7万ぐらい積立をしましたが、年間の維持管理費が大変かかります。

例えば、今はこの時代の趨勢でこの固定電話はほとんど使っていませんが、当時、ピンク電話を置いたのですが、年間120円程度で収入がほとんどないのに対し、年間経費は4万円かかりました。高平地区では、私どもが最後だったんですが、全部とり払いました。

今回の震災があつて建物が非常に傷んで、市からの補助は通常50%だったところを、震災枠の8割の補助により屋根を修繕しました。

村部の場合はほとんど集会施設を持っていますが、維持管理費は住民が出し合っており、市からの補助は全くありません。

公の施設があるところは、そこを利用できますので、学校の近くの下北高平などは生涯学習センターを無料で使えます。

我々は、維持管理費用を自らだして、なおかつ修繕もしなければならず、経費がかかるのが実態です。具体的な支援として、そういう施設を所有している地域に対し、市としてどういう支援をするのか何年にもわたって、要請しているのですが、具体的な支援はありません。

所管部長からは検討すると答弁をもらっていますが、いつの段階に何をどうするのか具体例は全くありません。

それを具体的にやっていただければ、我々は地域の中で非常に助かるし、例えば震災後の区長会の集まりでこういう話がありました。

町部の行政区は特に施設を持っていないから、区費も集めなくても納める先もないし、市からも何も徴収されないから別に心配ないということでした。ところが我々の方は、普段よりもお金がかかって、いろいろ工夫して頭を悩ませています。

例えば40畳の畳替えや障子の張り替えでも、5割の補助というのではなかなか容易でないことから、もう少し手厚い助成があれば、我々も地域の中で活動をする場合に、不便なくできるのではないかという思いがありますので、所管は違うと思えますが、横の連携をとっていただきたいと思えます。

■総務課長

何回か前にも集会施設の補助の部分については、ご意見いただいて答弁申し上げた経過はあろうかと思えます。確かに施設を所有していることでのコストが発生して支出しなければならないという部分は十分理解しているわけですが、現時点では補助制度等は当市にはなく、今ここですぐやりますと言うこともできませんので、現状を把握し、他市の状況なども調べさせていただきながら、もう少し時間をいただければと考えております。

■早川委員

集落のセンターでスポーツなどしています。そういうものについて助成する考えが社会福祉課としてあるのでしょうか。

■社会福祉課長

今のご質問は、活動に対する助成のお話かと思えますが、今は直接的に、補助についてのメニューは持っておりません。あくまでも、ボランティア活動については、南相馬社会福祉協議会に委託し、その中でやっていただいているというのが実態です。

■会長

最後にはお願いですが、具体的な事業が少なく感じます。抽象的に表現されると何をされるのか納得しかねる部分もあり、支援の充実に努めます、構築に努めますというものでは、数年後に何をしたのか分からなくなるのではないかと感じます。

■社会福祉課長

今回具体的な計画の大元となる計画ですので、具体的な事業は乗せていない部分があります。分かりやすくなるよう工夫したいと思えます。

■松永委員

この計画のタイトルが石巻でも宮古でも変わらず、どこでも使えるものと思えます。計画は素晴らしいですが、南相馬の地域性が何も出ていません。

■社会福祉課長

全国的に同じ課題を抱えているため、同様になる部分があります。ただ市独自の部分として、被災者支援を加えました。少しでも他市と違う色を出すために入れたものです。

③南相馬市第四期障がい者計画・障がい福祉計画（素案）をパブリックコメントに付すことについて

■障がい福祉係長

説明に入ります前に、先ほどご指摘をいただきました南相馬市第4期障がい者計画・障がい福祉計画の名称についてですけれども、本文中で、表記が混在してるところがあるとの指摘を頂きました。

16ページ中ほどに、第2期・第3期の「障がい者計画・障がい者福祉計画」ということで、者の誤記がありました。

今回は、南相馬市第4期障がい者計画・障がい福祉計画の素案ということで、策定しているものですので、本文中で、この表記についてはすべて統一して訂正させていただきたいと思います。

正しくは、障がい者計画・障がい福祉計画です。

■障がい福祉係長

(資料により説明)

■山城委員

例えば事業者が、障がい者施設を設けるとい時に住民の方が嫌がられるという話も聞きますが、そういうことに対して市はどのような支援などされるのか伺います。

■障がい福祉係長

障がい者の方に対してなかなか理解がされていないという声があり、その場合には、地域の方々に障がい者の方ということでひとくくりで理解していただくわけではなく、障がいの特性があるということ、機会をとらえて説明をしていく考えでおります。

今回も、そういった声がありましたときに、個別に話があった方については、障がい者の方を差別するわけではなく、障がいの内容を理解いただいて、地域の中で一緒に生活していくということで理解を求めるところです。

■山城委員

事業者に事前に周辺住民の了解を得ることを義務付けることや、市もぜひ協力するよという支援をしながらやっていかないと、障がい者側も大変だし、市民も障がい者に協力していくという人の優しさを知ってもらうことも大切だと思います。

■社会福祉課長

今ほどの障がい者の施設に対して、地元の同意等が必要なのかという意見がありましたけが、これは国の方針で障がい者施設を建設する時に、地元の同意は必要ないとなっております。

しかし、神戸での少女の殺害事件があったように、障がい者イコール事件性がある、なかなか理解が得られないところではありますが、人に対する理解促進ということで、計画にも記載しておりましたが、やはり市民の理解促進が大事だろうと捉えております。そのことについてこの障がい福祉計画を障がい者の計画ではなく、あくまでも市民に見せる計画だということで作り組んでおりますので、そういった事案があれば、我々も対応をしていきたい

と考えております。

■濱須委員

19ページの中で、I - 5福祉を担う人材の確保・養成を新しい事業としては取り組まれるということですが、具体的にどのような方法でどういう人材を考えているのでしょうか。現在、南相馬市全体が働き手が非常に少なくなっているという状況にあり、特に老人介護等の福祉部門に携わる人口が減っていますので、通常の人材確保というような捉え方であると、なかなか確保が難しいと思います。

この項目の中で人的資源を確保したいという提案がありますが、具体的にはどのようなことを考えているのでしょうか。

■社会福祉課長

現在、市のほうでは介護職員の養成講座をやっており、1期あたり20人、4回で80人を平成26年度の目標に取り組んでおりますが、申し込みが若干少なく、65人程度になる予定です。

障がい者関係については、介護職員とダブるところもありますので、介護施設に勤めるかあるいは障がい者施設に勤めるかとなるかと思えます。

障がい関係については、施設従事者の経験年数があって、研修を受けて資格を取ることでもありますので、それにも力を入れていきたいと考えております。全庁的な形で力を入れていきたいということと、やはり障がい者関係では相談が1番で、相談体制について資格取得に向けて、人材の確保を図っていききたいと考えております。

■濱須委員

現在の考えている要素の中でも、人的な部分では不足しており、さらに多くの事業やっていくには必要ということです。事業を進めていく上で要請をしていくとかそういう形で間に合うのかどうか疑問があります。

■社会福祉課長

人材を確保するとその分運営費かかります。法人が事業を進める上で、ちゃんと回らないと法人も事業拡大に向けて進まないというジレンマも抱えております。

一方、障がい者関係に従事する人の話を聞くと、365日何かあったら連絡が来て精神的にもきつい職業だという話も聞いております。なかなか、若い人のなり手が無いという声も聞いております。

障がい者の方が地域で生活するにはそういったヘルプ事業も必要ですので、そこでやはり手助けする人材を確保する必要があると捉えておりますので、市の要請で資格を取得していただいて施設に従事していただければと思っております。

■高田委員

1 ページの中で第1章障がい児者となっています。I 障がい児者数の数の推移、となっています。これの(1)については、表も含め障がい児だけになっています。

ところが、2 ページの(2)身体障がい者手帳というのは、年代別区分けしてあり、表では全体を網羅しています。

次の3 ページの(3)も4 ページの(4)も全体がのっています。そうすると、障がい児だけの問題でなくて全体の問題だと思います。

I の中で(1)(2)ずつとあるので、説明と内容が違うと思います。

■障がい福祉係長

ただいまの前段の表の掲載につきましては、他の障がい児者の推移ということで記載してありますが、(1)障がい者手帳所持者数の推移は障がい児が抜けてしまっており、あくまで年齢構成、18歳未満から64歳までは高齢といわれるまでの年代、65歳以上ということで、3つの年代に表のほうはつくらせていただいていたところですが、(1)障がい者手帳の所持者数の推移、ここだけ児という表記が抜けてしまっております。

療育手帳につきましても、年齢構成を基本に18歳未満65歳と入れながら、三つの区分にしておりますし、精神障がい者保健手帳の所持者数ということで、Iで障がい児者数の推移ということで手帳所持者の方を元に、こちらの障がい者数というものは把握するために、推移をこちらに掲載させていただきました。

■高田委員

表を見れば分かりますが、障がい児者の手帳別の内訳を後に記載してほしいです。

■会長

24 ページ②入院中の精神障がい者の地域生活への移行ということで表があります。

実績、目標、達成率それから下のほうに目標値があり、これがどう見たらいいのかよく分かりません。

もう一つは28 ページ。②日中活動系サービスの中で、そこでは単位が人日分(人数)となっています。これをどう読むのか教えてください。

■障がい福祉係長

24 ページ②入院中の精神障がい者の地域生活移行の数字ですが、こちらは四角の中段国の基本方針で示す、数値目標値に関する事項の目標のところにあります29年度における入院後3ヶ月での単位に沿って目標値は記載しており、現在、市内の精神科の入院数が記載しておりませんが、57名の

入院患者数をもとに、この3ヶ月入院後の3か月時点での入院者数は、長期入院者64%ということで、入院者数の91%を退院するという目標で設定しました。

長期在院者数については、22年推計値で121人いるので、それが18%ということで、国が方針を示した数字に、市内の精神科の入院している患者数から、こちらの数字を目標値ということで記載してあり、現在の市内の入院患者数を入れていないので、その何%という記載がないため表の読み取りがしづらかったかと思っています。

上のところは第2期、第3期のときの目標とすべき数値と今回第4期以降に目標とするべき数値と違っており、ここの数値を対比する形だという説明書きがなかったので分かりにくいかと思います。

上は、入院者数の何%を退院に向けましょうということだったんですが、今回国の指針が変わりまして、目標値のところ以降は新たな目標値に変わってしまっております。

■会長

これに時間かけられないので、28ページも合わせて終わってからお伺いします。

■高田委員

41ページ、(1)の関係で、南相馬市と飯館村の協議会ですが、これは隣で近いから飯館村という発想なのでしょうか。

また、52ページの最後の(3)虐待の防止の中で、虐待の相談の窓口、社会福祉課・障がい福祉係になっていますが、具体的にこの担当の係に現在配置されているようになっていますが、そういうことでよろしいでしょうか。

■障がい福祉係長

41ページの自立支援協議会につきましては、定住自立圏構想のときに飯館村が参画したこともありまして、その際に、飯館村と共同設置をしており、24年から要綱を定め自立支援協議会を運営しております。

52ページの障がい者の相談の窓口ということですが、こちらは私たち職員が、障がい者の虐待の通報の対応にあたっておりますので、障がい者の通報の窓口という一覧表の中にも社会福祉課障がい福祉係の電話番号を記載し、何かあれば私どもで対応させていただくとしております。

■高田委員

具体的に担当の係は決まっているんですか。

■障がい福祉係長

決まっています。

■以上で終わります。次の高齢者総合計画の説明をお願いします。

④南相馬市高齢者総合計画（素案）をパブリックコメントに付すことについて

■長寿福祉課長

（資料により説明）

■早川委員

高齢者人口は増加し、施設への入所希望者が増えています。特養を含めた施設の数はどう対応していくのでしょうか。

■長寿福祉課長

現状で施設の単純合計で2,000名を超える待機者がおりますが、特別養護老人ホームと老健施設とダブって申し込んでいる方もおられます。施設も1カ所だけでなく2カ所の3カ所も、申し込んでいる方が大分いることから、このたび実数がどのぐらいか調査をしたところ、883人でした。

市内の施設がフルに稼働をするとその分も入所できますので、そこが進んでくると、433人という待機者の状況になります。確かに待機者がおられ、介護に苦労されてる方がおられるのですが、今実際に施設を造って運営をしたいという団体、法人もありませんので、当面は待機者を少しでも解消するために現在不足をしているスタッフを確保して何とかフル稼働できるような状況、さらには津波などの影響によって、休止状態になっている事業所もありますので、その事業所の再開に向けて精いっぱい努力をしたいということで、27年度から29年度までの3カ年間につきましては、この事業展開をしていきたいと考えてございます。

■早川委員

施設数や介護のヘルパー、従業員の計画はどうなっているのでしょうか。

■長寿福祉課長

事業計画の中の23ページにも、入居系施設の介護職員の推移にあるとおり職員が不足しているということで、現在持っている施設をフルにサービス提供できるようにということで、介護職員を養成をして確保していこうということを、まず第1点に上げております。

施設増設ですが、400数名の待機者の数をどのようにとらえるかですが、介護保険料にも当然はね返ってきますので、今はまだ事業所もないことから当面現在の施設をフルに提供できるようにということで、介護職員についても、充足を図っていきたいということです。

■早川委員

民間で作ろうとする事業者がないとして、市としてはどうですか。

■長寿福祉課長

今後3年間の中では考えておりません。仮に市が直接施設を整備をしよう

とするとそこにスタッフの確保の必要が出てきますので、今現状で確保が大変難しいという問題もありますし、他からスタッフを南相馬市に連れてくる施策でないと市内の施設のスタッフの取り合いということにもなりかねませんので、現状では考えておりません。

■早川委員

難しいからやらないということなのでしょうか。

■長寿福祉課長

難しいからではなく、施設については、この3カ年の計画の中では、予定をしておりません。

あとは、当面はスタッフの充実に努めていきますので、スタッフが増えて休止している施設もサービス提供ができて、その3年間の中で待機者の変化から今後、検討していく必要があるんだろうと思っています。

■早川委員

待機者には待っていてもらうことになるのでしょうか。

■長寿福祉係長

新しい施設としては建設する予定はありませんが、75ページ記載のとおり、被災施設の復旧、事業再開への支援ということで(1)小高区内施設への再開支援というのがあります。

この中で、特別養護老人ホームについては、梅の香という施設であり、2番目の介護療養型医療施設は小高病院です。

3、4、5は入居系ではないので、ここは入所者とは関係なくなりますが、76ページのグループホームについては小高のグループホーム小高というところです。

それと(2)津波被災施設への再開支援ということで、こちらはヨッシーランドです。ヨッシーランドは100床の規模の老健施設であり、併設する形でヨッシーフォームという、グループホームがありました。

こういったところを合わせますと、この計画期間の中ではおおむね200程度のベッドが確保できると思っています。

再開がうまく行けばの話ですが、やはり介護保険料等の上昇の兼ね合いもありますので、待機者の状況と、人員確保ができるのかも、慎重に判断をしながら、新規施設建設等について検討したいと思っています。

■早川委員

高齢化率が全国が26%のところ南相馬市は30%になっています。これからも増えるだろうという想定はどうなっているのでしょうか。

■長寿福祉係長

高齢化率の想定につきましては、いわゆる2025年問題がありまして、

団塊の世代の方が後期高齢になる年で、平成37年です。

27ページに人口見込みを記載をしておりますが、総人口であり高齢化率までは記載がありませんが、平成37年には概ね40%の高齢化率と見込んでいます。

40%とといいますと、市総人口が5万5,000人と想定した場合、2万2,000人という非常に高い数字になると思っております。

なぜ後期高齢になったからといって介護施設が必要かというとは別な考えを持っておりまして、高齢期になっても介護状態にならないように介護予防について、計画から力を入れていきたいと計画をつくっているところです。

■早川委員

介護保険は成り立ちますか。

■長寿福祉係長

成り立つように、努力していきます。

■宇野委員

文章をずっと読みますと、後期高齢を迎えると介護サービスが受けられるのではないかという、高齢者にとっては安心してしまふような内容で、逆に私などは、高齢期を迎えて、今までの人生、生き様、経験、知識、技術等を出したいところがあります。その分野を得意とする人は高齢者の中にたくさんいると思うのですが、この文書を見ると、具体的なこと書かれていません。

例えば33ページの基本目標1には、高齢者は健康の維持・増進とともに社会のかかわりを保ちながら、25ページに平成37年以降の姿として元気な高齢者がいきいきと活躍し、もう少し具体的な持つて能力を発揮できるように章を取り入れてもらいたいと思います。

介護としてお世話になることは後回しになって、むしろそれによって元気が生まれてくるのではないかと思います。文章を少し元気が出るような内容にしていきたいです。

■早川委員

文章だけでなく、能力の啓発増進の場を作ってほしいと思います。

■長寿福祉係長

確かに第1部の総論の中では不明確ですが、第2部、施策の展開、41ページ以降になりますが、こちらの中に具体の施策を盛り込んでいます。

44ページでは、今回の計画の中で新たに取り組むこととして、元気高齢者の活動を支援する体制整備、高齢化率が30%を超えるというようなことでありますので、まちづくり、地域の元気づくりのためには、そういった元気な高齢者の力を借りなければ、今後、南相馬市は立ち行かないと考えております。

今まで培った技術、知識、経験、そういったものを地域に還元してもらうような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

■早川委員

東庁舎1階に場を作るなどはどうでしょうか。

■会長

今の件は、委員からそういう要望が出たということで、そのことについて、パブリックコメントを集計した中で、例えばこの協議を踏まえて、そういう施設は出来ませんなど、明確に述べていただきますようお願いします。

■濱須委員

この計画の中で文章でうまく書かれていますが、数字を見ていたら果たしてそうなるのかというような色々な大きな問題が出てくると思います。障害者計画でも人員の確保の問題とか多々あります。

数字を出すのであれば、文章と整合性がとれるような目指すところを文書では非常にきれいに書けるのですが、実際数字は明確な実態がありますので、整合性が取れたかどうかを計画書の中に入れていただきたいというのが、私自身の感じたところであり、お願いです。

■山城委員

南相馬市としてどうしようかとか、あるいは認知症の対策にしても認知症の方にいろいろ聞いて南相馬市ではこうあるべきだというようなことを出して、南相馬市のカラーを出してやることをお願いしたいと思います。

南相馬市はこうして、すばらしい老人の町にしたいと、それくらいの気迫を持って、なるような計画にしてもらいたです。

■長寿福祉課長

精一杯努力してまいります。

■島村委員

まず25ページの最初のところにある団塊の世代という表記がありますが、こちらは一般的には、昭和22年から昭和24年の3年間で団塊の世代と言われておりまして、ここの中で昭和24年から昭和26年という表記の違うのではないのでしょうか。

また、次の26ページに1番下の引き上げの対象の条件が書いてありますが、恐らく収入のことなのかと思われますが、言葉が不足していると思います。

また、身近な要介護の方々からも、よく意見を聞きますが、従来バスとタクシーというのはどうしても病院や介護が必要な方とか自分で運転できない方が使われる手段ですが、その中間のような存在がないのかという意見がありまして、バスですと決まった路線しか走らないですし、タクシーですと個別にしか対応ができないというような制約があることから、希望者がいた

所を順番に回っていくような乗り合いのタクシーで。時間的にも柔軟な対応ができるような乗り物がこれから必要になるという意見を聞いておりますので検討していただければと思います。

■長寿福祉係長

25ページの1番上の団塊の世代昭和24年から26年というのはご意見のとおり、記載誤りです。

昭和22年から昭和24年までにお生まれになられた方が一般的に団塊の世代ですので、こちらは訂正したいと思います。

■介護保険係長

26ページ③の部分ですけれどもこちらにつきましては、もう少しわかりやすい表現で記載していきたいと思います。

■長寿福祉係長

バス・タクシーについては、小高区にあったeまちタクシーのような使い勝手のよい公共交通機関が望ましいところですが、公共交通を担う企画課と何度か協議はしていますが、タクシーの運転手が確保できないということになかなか難しい状況です。高齢になると外に出られず閉じこもりになってしまうこともありますので、今後とも関係課や事業者と協議を進めていきたいと思います。

■高田委員

文言の確認ですが、高齢者は65歳以上で、高齢期といった場合に同じなのでしょうか。

また、原発事故の表現については、明確に東日本大震災及び福島第一原発事故の影響を受けてと書いてありますが、震災や原発事故の影響によるという曖昧な書き方になっている部分もあります。

他の課では、東日本大震災及び福島第一原発事故の影響によってということで、頭にきちっと書いていますので、長寿福祉課についても文言の表現については整理をしているはずですので、ここの表現については注意をし、正確な表現にさせていただくよう、意見として申し上げます。

■長寿福祉係長

高齢者は一般的に65歳以上と捉えておりまして、高齢期も同じと考えます。

■会長

この件については終わります。

⑤第2次南相馬市男女共同参画計画（素案）をパブリックコメントに付すことについて

■男女共同こども課長

(資料により説明)

■山城委員

アンケートをとられていますが、年齢層別とか女性男性の割合をお聞きします。

■男女共同参画係長

今回1,000人にアンケート調査をいたしまして、先ほど説明しましたように46%の回収です。

男女比割合ですが、男性からの回収が200、女性からの回収が260となっており、おおよそ半々の回答をいただいております。

■会長

1,000人の内訳は男女500人ずつですか。

■男女共同参画係長

そうです。年齢層は、20代から79歳までの方にアンケートをとっており、概ね均等な回答をいただいております。

■山城委員

少し少ないのではないのでしょうか。

■会長

43ページに何項目か指標が設定してありますが、指標を設定するには、もっと重要な事務事業があるように思えますので、72ある事務事業の中からどのような意味で数点に絞ったのでしょうか。

また、33ページでは市の附属機関における女性委員の登用を目標値35%と設定してあり、34ページのほうも女性職員の管理職登用の推進ということで、市が率先して女性管理職の登用を推進しますとありますが、具体的に目標値設定がありません。

安倍総理は30%目標とっておりますが、南相馬市ではどのように考えているのか説明をお願いします。

最後ですが、今イクメンとかありますが、男女共同参画となると当然男性も積極的に育児休暇をとってもらってもいいと思うのですが、26ページに、男性の育児休暇取得の啓発ということがありまして、これは商工労政課と、男女共同こども課の担当になっていますが、実際、市職員でこの制度を利用している方はどれぐらいいるのでしょうか。また、市職員に対する働きかけをどのようにされてきたのでしょうか。

まず市で推進する姿勢を示していかないと一般企業の中でも取り辛いのではないかと考えております。

■男女共同参画係長

指標につきましては、五つの基本目標を掲げておりますので、その中から取り上げている項目です。疑問に感じることもあるかと思いますが、計画と合わせて指標をあげたものです。

具体的には下の方に補足で書いてあります通り、それぞれ個別の子供子育て支援計画や高齢者総合計画で出している数値をこちらに持ってきてある部分もありますが、この計画に合わせた形での指標の設定をしております。

■総務課長

女性職員の管理職登用の推進ですが、先ほどの資料では市管理職6.4%となっておりますが、管理職の登用につきましては、女性職員の資質能力、経験、さまざまな面があり女性だから管理職に登用しないという部分は排除して、能力、経験に応じて登用していくという基本的なスタンスでおりますので、一概に数字で目標を定めるものではないと考えております。

現時点もそうですが、管理職にふさわしい能力や経験をもった者は登用していくという基本的な考え方で行っておりますので、数値目標は、状況によって変わるということもありますので、なじまないものと考えております。

市役所における育児休業の取り組みですが、制度としては、男性も女性も、育児休業がとれるような制度にはしていますが、現在何人いるか数字を押さえておりませんが、そんなに多くはない状況であり、ぜひ取得してくださいというところまでは、至ってないというところもありますので、計画を見ながら、職員に対する周知やアプローチの仕方も考えていく必要があると考えております。

■会長

できるだけ率先して制度を活用しているから、皆さんも男女共同参画社会をつくるために、どんどん権利は行使しましょうぐらいの、そういう姿勢を示していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

■松永委員

基本目標V男女間のあらゆる暴力の根絶とありますが、男女間に限らず暴力を根絶するのは男同士、女同士でも、あらゆる暴力の根絶をすべきであって、これはあることを前提にしているので、それ自体がおかしいのではないのでしょうか。

また、安倍総理が、女性の何%として閣僚のポストも女性に与えましたが、閣僚のポストを女性に与えるというのは女性蔑視も甚だしいとの意見も聞きます。

先ほどの管理職の問題ですが、何%という目標を設けること自体も女性に対して失礼ではないかと思えます。優秀であれば100%女性でもいいと思えますし、ダメだったらゼロでもしょうがないと思えます。それは民間企業

なら当たり前の方で、それは市でも同じだと思います。できない人を、女性だからということだけで管理職にしているのか疑問です。

数値目標自体や男女共同参画自体が、女性に対して非常に失礼じゃないかと思っています。

民間の企業で見ると女性の管理職の登用ということでは、私どもの企業で女性で非常に優秀でパートから現場のトップに上がった人がいますが、その人以外で見ると女性の上昇志向がどうしても低く、上に上がって責任を持たされるのが嫌だという女性の方が多い状況です。

それにもかかわらず女性だから登用しなくてはならないとか、何パーセントしなくてはならないと言っていること自体が現状と合わないのではないかと思います。

■男女共同子ども課長

基本目標Vの男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援についてですが、やはり最近DV、配偶者間またはパートナーからの暴力ということが非常に社会問題になっており、これについては相談体制を整えていきたいと考えております。

今回のアンケートにつきましてもそういった経験があるかも調査をしております。これにつきましても、実際暴力を受けたけれども、相談しなかったと回答した方が多かったものですから、そういうときにSOSが発信できる体制も必要ではないかと考えております。

また、後半のご質問ですが、確かに男女共同参画に関しましては、非常に人によっての考えが違うという感じもしております。

これについては男女ということではなくて、人権が尊重されるような社会を目指していくというような理念に基づいております。

女性管理職につきましても、女性だから登用するというものではなく、それぞれの能力とを反映した上で、どういう登用をすべきかであり、どうしても女性の場合、責任のあるポストになりたくないとか、育児や家事等で家庭を重視したいということがあるかと思いますが、そういったものを乗り越えながら、性別ではなくそれぞれの人間が尊重されるような社会の実現の一步にしていけたらと思っています。

■松永委員

説明のあったDVは犯罪だと思いますので、犯罪を防止しましょうという基本目標自体が、本当はおかしいと考えております。

他人から殴られれば当然警察に訴えますが、ご主人から殴られた、逆に奥さんから殴られたというのは、黙ってしまうということに対し、相談しましょうという啓蒙の思想だと思いますが、家族だろうが他人だろうが殴っては

だめだということを、まず前提に考えてないといけないと思います。

■男女共同こども課長

ご指摘のとおりそのとおりだと思います。ただDVの定義には殴るだけではなく、言葉の暴力であったり、また経済的な暴力であったり、そういったものが総称してDVと言われております。人権を守っていくという観点で取り組んでまいりたいと考えております。

■高田委員

概要版の最後に、性別に「とらわれず」、「関わらず」という記載がありますが、なくても文章としてつながるにもかかわらず入っています。どういう意味で入れているのか。全体的に違和感があります。

また、素案15ページの中の、消防団員の確保支援がありますが、消防団が組織としてありますが、女性消防隊というのは全く別組織で、この表現だと消防団員の中に女性の団員を増員することであり、現在も女性消防団員がいるということになります。この辺を説明ください。

また、防災会議とありますが、防災会議とは具体的にどのようなものを意味しているのか。数字は出ていますが、防災会議の中身は分からないので、教えてください。

また、30ページの本市における審議会の女性を含む割合は66.6%、女性委員の割合は27.2%、この意味がよく分かりません。

また、42ページで市役所も一つの事業所として、率先して男女共同参画を推進しますとなっていますが、セクハラやパワハラに対して、具体的に対応する組織が南相馬市の中にあって取り組まれているのか分かりませんので、具体的なものがあれば聞かせてください。

市役所の中でできないものは、民間の事業所等に求めても難しいと思いますので、市役所の中で具体的に市役所が内部体制を作ってどのようにしていくのが重要になってきますので、その考えを聞かせてください。

■男女共同参画係長

計画に記載している消防団員の確保支援については、婦人消防隊ではなく、消防団員であり、実際の活動が伴っているかは別として、現在、南相馬市では2名の女性消防団員がいます。

男性の消防団員も少なくなってきたため、女性の消防団員を少しでも増やして、地域のために貢献していただくということが必要ではないかと思っております。

防災会議については、市などで防災計画を策定するようときに委員を委嘱し開催する会議であり、南相馬市では震災後に地域の防災計画をつくっておりますが、その際に計画を策定するメンバーとして立ち上げたものが防災

会議となっており、メンバーの大半が充て職の方々です。

市役所の各部長、警察署長、消防署長等が充て職で入っており、どうしても男性が多くなっております。南相馬市の場合、大体7%となっておりますが、35名中、女性委員は2人であり、次回地域防災計画を見直す際にはもう少し女性の委員が入るように配慮していきたいと担当課から確認しております。

30ページの数値の件ですが、66.6%というのは、会に女性が入っている方の会の割合であり、27.2%というのは会の中に女性の委員がどれくらい入っているかの割合です。

■総務課長

市役所におけるセクハラ・パワハラの防止体制についてですが、総務課で市役所の働きやすい職場づくりということで、様々な取り組みをしておりますが、その中でセクハラ・パワハラ専用の相談窓口は設けておりませんが、人事給与係の中の職員に、男性も女性もおおり、何かあったら相談していただくという体制はとっております。それから、セクハラにつきましては懲戒処分の基準の一つに入れておりますので、そういった情報があれば、すぐ調査して対応していくことで、防止に取り組んでいるというような現状です。

■男女共同参画係長

あえて性別にとらわれずという表現したことにつきましては、アンケートの調査結果でもありましたが、やはり男性だからとか女性だからというところが随所に見られるところがありましたので、性別にとらわれずという表記をしております。

■濱須委員

平成4年の女性行動計画の策定に私も参加させていただきましたが、それから20年ぐらい男女共同参加型社会に向け取り組んできており、当時から比べれば女性の社会進出も進み、数字も上がっているとは感じます。

概要版の2ページで女性を含む審議会等の割合という話が出ましたが、平成4年ぐらいからこういう問題が議論され、現実に平成26年度は66%であり、なぜ達成できてないのでしょうか。県の平均が94.3%に対し南相馬市が66.6%です。20年もかかって議論して、ようやく50%を超えたのが平成24年度です。

PDC Aサイクルで評価をして、市が取り組まなくてはならない部分の中で、20年やってこれしか達成率がないことに対してどう考えているのでしょうか。

当時は女性がどうすれば、もっと社会進出できるのか議論されましたが、松永委員の言うように女性は女性らしく、男性は男性らしく、それではだめ

だということで男性も女性の立場になっていろいろ考えなくてはいけない
というようなことになっていますが、女性委員の中には、女性は女性ができる
ことをやっていけばいいんじゃないかという委員も結構いました。

現実的にはだんだん変わってきましたし、世代が変わって、状況も変わった
ということもありますが、目標数値にはかなり遠いと感じますので、その
辺について伺います。

■男女共同参画係長

一言でいいますと、やはり意識が低いのではないかと考えます。やはり震
災もはさんでいるということもあり、啓発も弱くなっていましたので、今回、
計画を今年度策定し、具体的な数値目標も掲げておりますので、そちらの目
標に向かって啓発をしていきたいと考えております。

■濱須委員

数字が出ている中で女性委員を含む審議会の割合が66.6%であり、南
相馬市は2年間も対応しているにもかかわらず、低い状況です。女性が入
らなくてもいい委員会がそれほどあるのかということをお伺いします。

■男女共同参画係長

この調査の項目は、ある程度国とか県の指針に基づいて委員会を抽出まし
たが、男性が入るべき審議会も中にはあるものの、やはりそういった中にも
女性が必要とは考えますが、先ほども言ったように防災会議などは充て職の
方が入ることではなかなか女性が入りづらい部分があるのは事実です。

■松永委員

先ほど係長は意識が低いとおっしゃいましたが、全員が低いという意味で
の意識が低いということですか。

■男女共同参画係長

全員です。

■会長

大変長い時間協議していただきましてありがとうございます。報告事項に
ついては以上で終わりにいたします。

では、その他に入ります。

(4) その他

①高田委員から下記のとおり提案があり提案のとおり決定

- ・ 諮問案件については、市長又は副市長から諮問を受ける。
- ・ 諮問に対する答申にあたっては、必要な事項については積極的に付帯意
見を付す。
- ・ 各案件で出された意見等については、対応状況について市から報告を受

ける。

②次回地域協議会日程

2月18日(水)午後1時30分～

4 閉 会

■総務課長

以上第8回の地域協議会議事については以上で終わりにさせていただきます。

以上のとおり相違ありません。

会 長 鈴木進一

会議録署名人

木幡泉

会議録署名人

山田好伸